

2017年4月21日

西川一誠 福井県知事様
福井県総務部財産活用推進課課長 様

サヨナラ原発福井ネットワーク
福井から原発を止める裁判の会
反原発福井コラボレーション
連絡先：若泉政人

【公開質問状】

私たち宛に出された今年3月31日付の公文書について回答してください

今年3月31日、私たちが毎週月曜から金曜の昼12時から13時の間に福井県庁前で行っているアピール活動の後、財産活用推進課長（平成28年度）と同課長補佐が、「県庁前交差点で市民活動をされている皆様へ」という文書を持って来られました（別紙参照）。

県民から私たちの活動の音やのぼりに対する苦情が寄せられたため、「県民の皆様の快適な通行環境を確保するため、県庁前交差点付近での市民活動は控えるようにお願いします」という内容です。

その時点で、「(毎週金曜日のデモ行進の道路使用許可と併せ) 毎週、警察で許可を得て行っているのにおかしい」と抗議しましたが、明確な回答を得られませんでした。

4月14日、課長以下3名と面談して真意を尋ねましたが、「お願いを公文書として出した」とのこと以外の説明はありませんでした。

以下、お尋ねしますのでご回答ください。なお回答は2週間をめぐりにお願いいたします。

【質問項目】

1. 福井県行政組織規則 第一章 総則(この規則の規定の範囲) 第三条には、「補助機関の設置、内部組織、事務分掌および職制は、法令または条例に定めがあるものを除き、この規則で定めるものとする。」とあります。財産活用推進課の事務分掌は、同規則に規定されているという理解でよいのでしょうか。
2. 財産活用推進課の分掌は以下の通りです。3月31日の「市民活動を控えることを願います」業務は、どこに該当するのでしょうか。
 - 一 公有財産の取得、管理および処分に係る効率的な運用の調整に関すること。
 - 二 県有財産の取得、管理および処分に関すること。
 - 三 PFI(民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して公共施設等の整備等を行

- う手法をいう。)の導入の推進に関すること。
- 四 県庁舎および県公舎の管理に関すること。
 - 五 合同庁舎に関すること。
 - 六 庁中の取締りおよび衛生に関すること。
 - 七 庁中電話その他の諸施設に関すること。
 - 八 庁内放送に関すること。
 - 九 県有電話の取得、管理および処分に関すること。
 - 十 自家用電気工作物の保存に関すること。
 - 十一 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
 - 十二 手寄地区再開発ビルおよび福井県県民ホールに関すること。
 - 十三 自動車の集中管理に関すること。
 - 十四 県有自動車の交通事故に係る損害賠償に関すること。
 - 十五 物品(自動車に限る。)の購入等に関すること。
 - 十六 前各号のほか、管財に関すること。

3. 今回の文書は部長には上げていないとのことでしたが、どうしてでしょうか。

真摯なご対応をお願いいたします。

以上